

マイナンバーの利活用拡大のための検討タスクフォース 運営要領

マイナンバーの利活用拡大のための検討タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

- 一 座長は、タスクフォースを運営する。
- 二 座長代行は、座長が欠席する場合に、その職務を代行する。
- 三 タスクフォースの配付資料は、原則として公開する。ただし、座長が特に必要と認める場合に、その全部又は一部を公表しないものとする事ができる。
- 四 タスクフォースの議事要旨は、原則として公開する。ただし、座長が特に必要と認める場合に、構成員個人の発言内容が特定されない形式で、その全部又は一部を公表しないものとする事ができる。
- 五 この運営要領に定めるもののほか、タスクフォースの運営に関し必要な事項は、座長が定める。